

成績評価の基準・方法

1 単位認定の基準

学則第 15 条 各教科において次の各号を満たした者は、その教科の単位を認定することとする。ただし、学納金が年度末までに未納の者については、その年度におけるすべての認定単位を取り消す。

(1) 欠課時数が講義科目 1/3 以下、実習科目 1/5 以下の者を評価対象とする。なお、評価対象者には、欠課時数分の補講を行う。

(2) 成績評価各課目 100 点満点とし、60 点以上であること。

ただし、60 点未満の者は十分な復習後、追試験を行い 60 点を満たし、担当教員が認めた者。

学則第 15 条に上記の様に定めており、各教科では担当教員が、授業への取り組み、提出物、成果物、テスト等を点数化し、それぞれの割合を決め、年度末に 100 点満点で採点する。その得点が 60 点以上であれば単位を認定する。

2 成績評価について

本校では、G A P 等の指標は設定しておらず、各教科の教員が 100 点満点でつけた点数をもって成績評価としている。

各教科では担当教員が、授業への取り組み、提出物、成果物、テスト等を点数化し、それぞれの割合を決め、年度末に 100 点満点で採点する。その得点が 60 点以上であれば単位を認定している。また、合計得点により、ヒストグラムを作成し、学生の成績の分布状況を把握する。

3 卒業認定の基準

学則第 16 条

2 学年の学生においては、次の各号を満たした者は、卒業認定会議に諮り卒業を認めることとする。

(1) 別表一の授業科目の単位をすべて取得していること。

(2) 学納金が完納してあること。

学則第 16 条に上記の様に定めており、全教職員が出席する卒業認定会議において厳密に検討して卒業を認定する。